

全体貸借対照表

(令和6年3月31日現在)

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
【資産の部】		【負債の部】	
固定資産	1,054,222	固定負債	273,289
有形固定資産	999,178	地方債等	190,606
事業用資産	478,389	長期未払金	626
土地	329,215	退職手当引当金	21,061
立木竹	-	損失補償等引当金	160
建物	397,618	その他	60,835
建物減価償却累計額	△ 258,100	流動負債	36,246
工作物	43,731	1年内償還予定地方債等	25,308
工作物減価償却累計額	△ 37,014	未払金	4,902
船舶	17	未払費用	-
船舶減価償却累計額	△ 14	前受金	7
浮標等	-	前受収益	-
浮標等減価償却累計額	-	賞与等引当金	2,530
航空機	-	預り金	3,497
航空機減価償却累計額	-	その他	1
その他	531	負債合計	309,534
その他減価償却累計額	△ 448	【純資産の部】	
建設仮勘定	2,854	固定資産等形成分	1,082,852
インフラ資産	516,811	余剰分(不足分)	△ 247,502
土地	318,589		
建物	38,360		
建物減価償却累計額	△ 25,694		
工作物	426,856		
工作物減価償却累計額	△ 271,680		
その他	88,323		
その他減価償却累計額	△ 59,372		
建設仮勘定	1,429		
物品	12,260		
物品減価償却累計額	△ 8,283		
無形固定資産	3,761		
ソフトウェア	869		
その他	2,892		
投資その他の資産	51,282		
投資及び出資金	19,957		
有価証券	6,103		
出資金	13,854		
その他	-		
投資損失引当金	△ 330		
長期延滞債権	3,839		
長期貸付金	305		
基金	27,127		
減債基金	-		
その他	27,127		
その他	816		
徴収不能引当金	△ 432		
流動資産	90,663		
現金預金	56,322		
未収金	4,430		
短期貸付金	13		
基金	28,618		
財政調整基金	13,144		
減債基金	15,474		
棚卸資産	-		
その他	1,526		
徴収不能引当金	△ 245		
資産合計	1,144,885	純資産合計	835,350
		負債及び純資産合計	1,144,885

全体行政コスト計算書

自 令和5年4月 1日

至 令和6年3月31日

(単位:百万円)

科目	金額
経常費用	353,900
業務費用	143,820
人件費	33,329
職員給与費	24,471
賞与等引当金繰入額	2,492
退職手当引当金繰入額	1,428
その他	4,938
物件費等	109,122
物件費	42,678
維持補修費	2,775
減価償却費	19,675
その他	43,994
その他の業務費用	1,369
支払利息	1,169
徴収不能引当金繰入額	380
その他	△ 180
移転費用	210,080
補助金等	129,320
社会保障給付	80,740
その他	20
経常収益	91,920
使用料及び手数料	82,850
その他	9,070
純経常行政コスト	261,980
臨時損失	115
災害復旧事業費	－
資産除売却損	108
投資損失引当金繰入額	－
損失補償等引当金繰入額	－
その他	7
臨時利益	1,614
資産売却益	751
その他	863
純行政コスト	260,482

全体純資産変動計算書

自 令和5年4月 1日
至 令和6年3月31日

(単位:百万円)

科目	合計	固定資産 等形成分	余剰分 (不足分)
前年度末純資産残高	817,427		
純行政コスト(△)	△ 260,482		△ 260,482
財源	282,154		282,154
税込等	153,708		153,708
国県等補助金	128,446		128,446
本年度差額	21,672		21,672
固定資産等の変動(内部変動)			
有形固定資産等の増加			
有形固定資産等の減少			
貸付金・基金等の増加			
貸付金・基金等の減少			
資産評価差額	△ 49		
無償所管換等	77		
その他	△ 3,777		
本年度純資産変動額	17,924		
本年度末純資産残高	835,350	1,082,852	△ 247,502

全体資金収支計算書

自 令和5年4月 1日

至 令和6年3月31日

(単位:百万円)

科目	金額
【業務活動収支】	
業務支出	335,905
業務費用支出	125,825
人件費支出	32,357
物件費等支出	89,109
支払利息支出	1,169
その他の支出	3,190
移転費用支出	210,080
補助金等支出	129,320
社会保障給付支出	80,740
その他の支出	20
業務収入	368,671
税込等収入	146,660
国県等補助金収入	126,424
使用料及び手数料収入	82,320
その他の収入	13,267
臨時支出	5
災害復旧事業費支出	－
その他の支出	5
臨時収入	151
業務活動収支	32,913
【投資活動収支】	
投資活動支出	26,461
公共施設等整備費支出	15,352
基金積立金支出	10,954
投資及び出資金支出	100
貸付金支出	55
その他の支出	－
投資活動収入	10,087
国県等補助金収入	3,528
基金取崩収入	4,131
貸付金元金回収収入	134
資産売却収入	1,368
その他の収入	926
投資活動収支	△ 16,374
【財務活動収支】	
財務活動支出	25,786
地方債等償還支出	25,506
その他の支出	280
財務活動収入	8,800
地方債等発行収入	8,800
その他の収入	－
財務活動収支	△ 16,986
本年度資金収支額	△ 446
前年度末資金残高	54,123
本年度末資金残高	53,677

前年度末歳計外現金残高	2,629
本年度歳計外現金増減額	16
本年度末歳計外現金残高	2,645
本年度末現金預金残高	56,322

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

- ① 有形固定資産 取得原価
ただし、開始後の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和59年度以前に取得したもの 再調達原価
ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

イ 昭和60年度以後に取得したもの
取得原価が判明しているもの 取得原価
取得原価が不明なもの 再調達原価
ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

- ② 無形固定資産 取得原価
ただし、開始後の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。
取得原価が判明しているもの 取得原価
取得原価が不明なもの 再調達原価

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

- ① 満期保有目的有価証券 償却原価法(定額法)
- ② 満期保有目的以外の有価証券
ア 市場価格のあるもの 会計年度末における市場価格
(売却原価は移動平均法により算定)
イ 市場価格のないもの 取得原価(又は償却原価法(定額法))
- ③ 出資金
ア 市場価格のあるもの 会計年度末における市場価格
(売却原価は移動平均法により算定)
イ 市場価格のないもの 出資金額

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

個別法による低価法

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

- ① 有形固定資産(リース資産を除きます。) 定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	6年～50年
工作物	5年～75年
物品	2年～20年

- ② 無形固定資産(リース資産を除きます。) 定額法

(ソフトウェアについては、当市における見込利用期間(5年)に基づく定額法によっています)

- ③ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産(リース期間が1年以内のリース取引及びリース契約1件あたりのリース料総額が100万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。)

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

- ① 投資損失引当金

市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体(会計)に対するものについて、実質価額が著しく低下した場合における実質価額と取得価額との差額を計上しています。

- ② 徴収不能引当金

未収金については、過去5年間の同一債権の平均不納欠損率により(又は個別に不納欠損となる可能性を検討し)、徴収不能見込額を計上しています。

長期延滞債権については、過去5年間の同一債権の平均不納欠損率により(又は個別に不納欠損となる可能性を検討し)、徴収不能見込額を計上しています。

- ③ 退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。

- ④ 損失補償等引当金

履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しています。

- ⑤ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

①ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引(リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が100万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。)

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

②オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7) 全体資金収支計算書における資金の範囲

現金(手許現金及び要求払預金)及び現金同等物(尼崎市財務規則において、保証金その他の担保に充てることができる有価証券をいいます)

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(8) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

ただし、一部の連結対象団体(会計)については、税抜方式によっています。

(9) 連結対象団体(会計)の決算日が一般会計等と異なる場合の処理

決算日と連結決算日の差異が3カ月を超えない連結対象団体については、当該連結対象団体の決算を基礎として連結手続を行っていますが、決算日と連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っています。また、決算日と連結決算日との差異が3カ月を超える連結対象団体については仮決算を行うこととしていますが、該当する連結対象団体はありません。

2 重要な会計方針の変更等

該当事項なし

3 重要な後発事象

該当事項なし

4 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

他の団体(会計)の金融機関等からの借入債務等に対し、保証等を行っています。

団体名	確定債務額	履行すべき額が確定していない 損失補償債務等		総額
		損失補償等引当金 計上額	貸借対照表 未計上額	
社会福祉法人 阪神福祉事業団	-	160百万円	-	160百万円
合計	-	160百万円	-	160百万円

(2) 係争中の訴訟等

係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けている主なものは次のとおりです。

	事件番号	事件名	請求金額	事件の概要
①	神戸地方裁判所 尼崎支部令和4年 (ワ)第248号	損害賠償請求事件	8,869,995円及びこれに対する訴状送達の日 の翌日から支払済みまで 年3分の割合による金員	原告は、尼崎市立小学校に在籍していた当時、その同級生から継続的に暴行、暴言、恐喝などの加害行為を受けていたことから、担任教諭に相談したところ、これらの加害行為に対して、担任教諭等が「いじめ」として適切な対応を取らなかったことは、原告に対する安全配慮義務に違反するものとして、当該同級生及び尼崎市に対し、原告の被った逸失利益、慰謝料等の支払を求めて提訴したもの
②	神戸地方裁判所 尼崎支部令和4年 (ワ)第647号	国家賠償請求事件	193,333,896円及びこれに対する訴状別紙記載の各日から各支払済みまで年5分の割合による金員	原告は、被告尼崎市が平成15年度から平成29年度までに課した固定資産税及び都市計画税について、正しくは「大工場地区」に区分して賦課徴収すべきであったものを、誤って「中小工場地区」に区分して賦課徴収したことにより、原告が過大な固定資産税及び都市計画税を納付させられたとして、正規の納税額と納付済額との差額相当額の損害賠償を求めて提訴したもの

③	大阪地方裁判所 令和5年(ワ)第 3726号(同裁判所 令和4年(ワ)第 9695号に併合)	業務委託料請求事 件	13,728,000円 及びこれに対 する令和4年4 月22日から支 払済みまで年 3分の割合に よる金員	本市と原告との間で締結された令和 3年10月22日付け業務委託契約に 基づく原告の債務が履行されなかつ たことにより、本市は履行保証保険 金の取得のために当該業務委託契 約を解除したが、当該解除は原告が 履行の提供をしていたにもかかわらず、本市がその受領の拒否をしたこ とによるものであり、解除の効果は認 められないとして原告が当該業務委 託契約に基づき委託料の支払を求 めて訴えを提起したもの
④	神戸地方裁判所 尼崎支部令和5 年(ワ)第655号	損害賠償請求事件	1,916,528円及 びこれに対す る令和2年10 月19日から支 払い済みまで 年3分の割合 による金員並 びに2,658,918 円及びこれに 対する令和3 年1月5日から 支払い済みま で年3分の割 合による金員	原告は、原告が市の本庁舎等に来 庁した際に、被告の職員により暴行 を加えられたとして、これにより発生 した治療費、慰謝料等の支払いを求 めて提訴したもの
⑤	岡山簡易裁判所 令和6年(ハ)第1 42号	損害賠償請求事件	424,138円及び これに対する 訴状送達の日 の翌日から支 払い済みまで 年3分の割合 による金員	原告は、原告の従業員が原告車両を 運転し、市道の街路樹に接触し、当 該車両が損傷した事故について、市 が道路管理者としての管理義務を 怠ったため発生したものであるとし て、国家賠償法に基づき、当該車両 の修理費相当額等の損害賠償を求 めて提起したもの

5 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

① 全体財務書類の対象範囲は次のとおりです。

一般会計

国民健康保険事業費

地方卸売市場事業費

育英事業費

公共用地先行取得事業費
公害病認定患者救済事業費
母子父子寡婦福祉資金貸付事業費
介護保険事業費
後期高齢者医療事業費
水道事業費
工業用水道事業費
下水道事業費
モーターボート競走事業費

- ② 地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。
- ③ 百万円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

連結貸借対照表

(令和6年3月31日現在)

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
【資産の部】		【負債の部】	
固定資産	1,086,630	固定負債	284,239
有形固定資産	1,032,515	地方債等	195,552
事業用資産	486,561	長期未払金	626
土地	329,680	退職手当引当金	22,332
立木竹	-	損失補償等引当金	160
建物	425,897	その他	65,568
建物減価償却累計額	△ 279,491	流動負債	38,881
工作物	44,777	1年内償還予定地方債等	26,159
工作物減価償却累計額	△ 37,374	未払金	6,314
船舶	17	未払費用	8
船舶減価償却累計額	△ 14	前受金	111
浮標等	-	前受収益	25
浮標等減価償却累計額	-	賞与等引当金	2,616
航空機	-	預り金	3,641
航空機減価償却累計額	-	その他	7
その他	609	負債合計	323,120
その他減価償却累計額	△ 513	【純資産の部】	
建設仮勘定	2,973	固定資産等形成分	1,115,923
インフラ資産	537,835	余剰分(不足分)	△ 252,668
土地	320,225	他団体出資等分	260
建物	42,570		
建物減価償却累計額	△ 27,994		
工作物	462,702		
工作物減価償却累計額	△ 290,844		
その他	88,323		
その他減価償却累計額	△ 59,372		
建設仮勘定	2,224		
物品	33,817		
物品減価償却累計額	△ 25,698		
無形固定資産	6,136		
ソフトウェア	907		
その他	5,228		
投資その他の資産	47,979		
投資及び出資金	8,483		
有価証券	6,971		
出資金	1,512		
その他	-		
長期延滞債権	3,867		
長期貸付金	305		
基金	34,949		
減債基金	-		
その他	34,949		
その他	821		
徴収不能引当金	△ 446		
流動資産	100,005		
現金預金	64,429		
未収金	4,888		
短期貸付金	13		
基金	29,280		
財政調整基金	13,806		
減債基金	15,474		
棚卸資産	52		
その他	1,588		
徴収不能引当金	△ 245		
繰延資産	-		
資産合計	1,186,635	純資産合計	863,515
		負債及び純資産合計	1,186,635

連結行政コスト計算書

自 令和5年4月 1日

至 令和6年3月31日

(単位:百万円)

科目	金額
経常費用	425,190
業務費用	169,612
人件費	37,464
職員給与費	27,177
賞与等引当金繰入額	2,605
退職手当引当金繰入額	1,517
その他	6,166
物件費等	116,294
物件費	46,036
維持補修費	3,347
減価償却費	21,763
その他	45,148
その他の業務費用	15,855
支払利息	1,294
徴収不能引当金繰入額	380
その他	14,181
移転費用	255,578
補助金等	174,789
社会保障給付	80,740
その他	49
経常収益	116,930
使用料及び手数料	86,445
その他	30,485
純経常行政コスト	308,260
臨時損失	148
災害復旧事業費	—
資産除売却損	118
損失補償等引当金繰入額	—
その他	30
臨時利益	914
資産売却益	751
その他	163
純行政コスト	307,494

連結純資産変動計算書

自 令和5年4月 1日

至 令和6年3月31日

(単位:百万円)

科目	合計	固定資産 等形成分	余剰分 (不足分)	他団体出資等 分
前年度末純資産残高	846,353			
純行政コスト(△)	△ 307,494		△ 307,494	—
財源	329,133		329,133	—
税金等	172,819		172,819	—
国県等補助金	156,314		156,314	—
本年度差額	21,639		21,639	—
固定資産等の変動(内部変動)				
有形固定資産等の増加				
有形固定資産等の減少				
貸付金・基金等の増加				
貸付金・基金等の減少				
資産評価差額	△ 49			
無償所管換等	75			
他団体出資等分の増加	—			
他団体出資等分の減少	—			
比例連結割合変更に伴う差額	4			
その他	△ 4,506			
本年度純資産変動額	17,163			
本年度末純資産残高	863,515	1,115,923	△ 252,668	260

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

- ① 有形固定資産 取得原価
ただし、開始後の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和59年度以前に取得したもの 再調達原価
ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

イ 昭和60年度以後に取得したもの
取得原価が判明しているもの 取得原価
取得原価が不明なもの 再調達原価
ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

- ② 無形固定資産 取得原価
ただし、開始後の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。
取得原価が判明しているもの 取得原価
取得原価が不明なもの 再調達原価

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

- ① 満期保有目的有価証券 償却原価法(定額法)
- ② 満期保有目的以外の有価証券
ア 市場価格のあるもの 会計年度末における市場価格
(売却原価は移動平均法により算定)
イ 市場価格のないもの 取得原価(又は償却原価法(定額法))
- ③ 出資金
ア 市場価格のあるもの 会計年度末における市場価格
(売却原価は移動平均法により算定)
イ 市場価格のないもの 出資金額

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

個別法による低価法

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

- ① 有形固定資産(リース資産を除きます。) 定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	6年～50年
工作物	5年～75年
物品	2年～20年

- ② 無形固定資産(リース資産を除きます。) 定額法

(ソフトウェアについては、当市における見込利用期間(5年)に基づく定額法によっています)

- ③ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産(リース期間が1年以内のリース取引及びリース契約1件あたりのリース料総額が100万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。)

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

- ① 投資損失引当金

市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体(会計)に対するものについて、実質価額が著しく低下した場合における実質価額と取得価額との差額を計上しています。

- ② 徴収不能引当金

未収金については、過去5年間の同一債権の平均不納欠損率により(又は個別に不納欠損となる可能性を検討し)、徴収不能見込額を計上しています。

長期延滞債権については、過去5年間の同一債権の平均不納欠損率により(又は個別に不納欠損となる可能性を検討し)、徴収不能見込額を計上しています。

- ③ 退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。

- ④ 損失補償等引当金

履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しています。

- ⑤ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

①ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引(リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が100万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。)

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

②オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

ただし、一部の連結対象団体(会計)については、税抜方式によっています。

(8) 連結対象団体(会計)の決算日が一般会計等と異なる場合の処理

決算日と連結決算日の差異が3カ月を超えない連結対象団体については、当該連結対象団体の決算を基礎として連結手続を行っていますが、決算日と連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っています。また、決算日と連結決算日との差異が3カ月を超える連結対象団体については仮決算を行うこととしていますが、該当する連結対象団体はありません。

2 重要な会計方針の変更等

該当事項なし

3 重要な後発事象

該当事項なし

4 偶発債務

(1) 係争中の訴訟等

係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けている主なものは次のとおりです。

	事件番号	事件名	請求金額	事件の概要
①	神戸地方裁判所 尼崎支部令和4年(ワ)第248号	損害賠償請求事件	8,869,995円及びこれに対する訴状送達の日 の翌日から支払済みまで年3分の割合による金員	原告は、尼崎市立小学校に在籍していた当時、その同級生から継続的に暴行、暴言、恐喝などの加害行為を受けていたことから、担任教諭に相談したところ、これらの加害行為に対して、担任教諭等が「いじめ」として適切な対応を取らなかったことは、原告に対する安全配慮義務に違反するものとして、当該同級生及び尼崎市に対し、原告の被った逸失利益、慰謝料等の支払を求めて提訴したもの
②	神戸地方裁判所 尼崎支部令和4年(ワ)第647号	国家賠償請求事件	193,333,896円及びこれに対する訴状別紙記載の各日から各支払済みまで年5分の割合による金員	原告は、被告尼崎市が平成15年度から平成29年度までに課した固定資産税及び都市計画税について、正しくは「大工場地区」に区分して賦課徴収すべきであったものを、誤って「中小工場地区」に区分して賦課徴収したことにより、原告が過大な固定資産税及び都市計画税を納付させられたとして、正規の納税額と納付済額との差額相当額の損害賠償を求めて提訴したもの
③	大阪地方裁判所 令和5年(ワ)第3726号(同裁判所 令和4年(ワ)第9695号に併合)	業務委託料請求事件	13,728,000円及びこれに対する令和4年4月22日から支払済みまで年3分の割合による金員	本市と原告との間で締結された令和3年10月22日付け業務委託契約に基づく原告の債務が履行されなかったことにより、本市は履行保証保険金の取得のために当該業務委託契約を解除したが、当該解除は原告が履行の提供をしていたにもかかわらず、本市がその受領の拒否をしたことによるものであり、解除の効力は認められないとして原告が当該業務委託契約に基づき委託料の支払を求めて訴えを提起したもの

④	神戸地方裁判所 尼崎支部令和5 年(ワ)第655号	損害賠償請求事件	1,916,528円及 びこれに対す る令和2年10 月19日から支 払い済みまで 年3分の割合 による金員並 びに2,658,918 円及びこれに 対する令和3 年1月5日から 支払い済みま で年3分の割 合による金員	原告は、原告が市の本庁舎等に来 庁した際に、被告の職員により暴行 を加えられたとして、これにより発生 した治療費、慰謝料等の支払いを求 めて提訴したもの
⑤	岡山簡易裁判所 令和6年(ハ)第1 42号	損害賠償請求事件	424,138円及び これに対する 訴状送達の日 の翌日から支 払い済みまで 年3分の割合 による金員	原告は、原告の従業員が原告車両 を運転し、市道の街路樹に接触し、 当該車両が損傷した事故について、 市が道路管理者としての管理義務を 怠ったため発生したものであるとし て、国家賠償法に基づき、当該車両 の修理費相当額等の損害賠償を求 めて提起したもの

5 追加情報

(1)財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

① 連結財務書類の対象範囲は次のとおりです。

一般会計

国民健康保険事業費

地方卸売市場事業費

育英事業費

公共用地先行取得事業費

公害病認定患者救済事業費

母子父子寡婦福祉資金貸付事業費

介護保険事業費

後期高齢者医療事業費

水道事業費

工業用水道事業費

下水道事業費

モーターボート競走事業費

丹波少年自然の家

阪神水道企業団

兵庫県競馬組合

後期高齢者医療広域連合

社会福祉法人 尼崎市社会福祉事業団

公益財団法人 尼崎健康医療財団

公益財団法人 尼崎市文化振興財団

公益財団法人 尼崎市地域産業活性化機構

公益財団法人 尼崎環境財団

公益財団法人 尼崎緑化公園協会

公益財団法人 尼崎市スポーツ振興事業団

一般財団法人 あまがさき観光局

株式会社 エーリック

尼崎交通事業振興 株式会社

② 地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

③ 百万円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。